⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。

ａ　四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度一般競争参加資格のうち、「建築工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ｂ　四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

ｃ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ａの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ｄ　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次の要件を満たすものとする。

ａ　平成６年度以降に元請けとして、次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（代表者が平成６年度以降に元請けとして、同種工事の施工実績を有していればよい。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事とは一件の工事で次のアからウまでの要件を満たす新営工事（躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事）とする。

ア　建物用途：庁舎・事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する供用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

イ　建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上５階建以上かつ地下１階以上

ウ　建物規模：延べ床面積6,000㎡以上

ただし、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には、建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）が、6,000㎡以上のものについては、同等の実績として認めることとする（「これに付随する部分」とは当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ｂ　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築一式工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

ｃ　建設業法の建築一式工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴ａの認定（６⑴ａの再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴ａの認定を受けていない構成員が６⑴ａの認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６⑴ａの認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴ａの認定又は６⑴ａの一般競争参加資格がないとの認定（６⑴ａの四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成21―23年度高知法務総合建築その他工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告」（建設工事）に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成21年９月11日

独立行政法人国立病院機構

兵庫中央病院長　陣内　研二

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　28

○第 09503 号（No.09503）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入計画物品及び数量

病院情報システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　平成22年度第１・四半期

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

詳細は導入説明書による。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成21年10月13日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒669―1592　兵庫県三田市大原1314　独立行政法人国立病院機構兵庫中央病院企画課長　寺坂　雅光　電話079―563―2121　内線220

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成21年９月11日から平成21年10月13日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　その他

この導入計画の詳細は導入説明書による。

なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

５　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Hospital infomation system 1 set

⑶　Type of the procurement : Lease

⑷　Basic requirements of the procurement : Details depend on the introduction manual